

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 規 則

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 一

### 告 示

○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく

口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 (県政情報・文書課) 四

○救急医療機関の認定 (医療政策課) 四

○知事指定薬物の指定の失効 (薬 務 課) 四

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 四

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 四

○都市計画変更案の縦覧 (都市計画課) 五

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五

### 収用委員会

○県道石巻鮎川線給分浜4号事件公示送達 五

## 規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第三号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年宮城県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出書のうち、条例第二十条第一項の規定による届出(第九条の二第二項各号に掲げる広告物等に係るものに限る。)に係るものには、第九条の二第三項各号に定める者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

様式第一号中

申請者：住所 氏名又は名称 電話  
施工者：住所 氏名又は名称 電話  
登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

申請者：住所(氏名又は名称) 電話  
施工者：住所(氏名又は名称) 電話  
登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

管理(定まっている場合)に記入すること。  
管理(規則で定める場合)は不要です。

「(住所) (電話)」を「(住所) (電話)」に改める。

「決議欄 所長 副所長・次長 班 長 副班長 班 員」を「決議欄 所長 副所長・次長 班 長 副班長 班 員」に改める。

様式第二号中

「決議欄 所長 副所長・次長 班 長 副班長 班 員」を「決議欄 所長 副所長・次長 班 長 副班長 班 員」に改める。

様式第三号中「形状、意匠、色彩、大きさ」や「意匠、色彩」に

「	決裁欄	所長	副所長・次長	班長	副班長	班員	」
---	-----	----	--------	----	-----	----	---

「	決裁欄	」
---	-----	---

様式第九号中

住所 氏名又は名称	電話
新たな管理者（表示者又は設置者）	電話
住所 氏名又は名称	電話
従前の管理者（表示者又は設置者）	電話

※以下は管理者の場合に記入資格等の名称等

屋外広告士  
 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの)  
 職業訓練修了者(広告美術科に係るもの)  
 第一種又は第二種電気工事士

屋外広告物講習会修了者  
 1級又は2級広告美術仕上げ技能士  
 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者  
 その他知事が指定する者( )

※以下は管理者の場合に記入資格等の名称等

屋外広告士  
 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの)  
 職業訓練修了者(広告美術科に係るもの)  
 第一種又は第二種電気工事士

屋外広告物講習会修了者  
 1級又は2級広告美術仕上げ技能士  
 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者  
 その他知事が指定する者( )

資格番号

新たな管理者 (表示者又は設置者) ※以下は管理者の場合に記入資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士(電柱類広告に限る)	住所 (〒 - ) 氏名又は名称
	<input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 (電柱類広告に限る) <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術士 <input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ( )
従前の管理者 (表示者又は設置者) ※以下は管理者の場合に記入資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士(電柱類広告に限る)	<input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 (電柱類広告に限る) <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術士 <input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ( )

「資格番号は上欄に掲げる資格等について付与されている登録番号等を記載してください。」や「資格を有する管理者の場合、資格を有することを証する書面の写しを添付してください。」に記載する。

様式第十号中

「 決裁欄 所長 副所長・次長 班長 副班長 班員 」
「 決裁欄 」

様式第十一号中

に改め

「 決裁欄 所長 副所長・次長 班長 副班長 班員 」
「 決裁欄 」

に改め

附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六十八号

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和三年二月二日から施行する。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表宮城県登録販売者試験の項の次に次のように加える。

宮城県国民健康保険運営協議会 公募委員選考	得点及び順位	選考結果を通知した日 から起算して一週間	保健福祉部国保医療課
--------------------------	--------	-------------------------	------------

附 則

この告示は、令和三年二月二日から施行する。

○宮城県告示第六十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番地一	令和三年二月一日	令和六年一月三十一日

○宮城県告示第七十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失ったので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名（八R）ー（シクロプロパンカルボニル）ーN、Nージエチルー六ーメチルー九、  
十一ジデヒドロエルゴリンー八ーカルボキサミド及びその塩類（通称名…1cPILD）

二 失効の理由

一 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため  
三 指定の効力が失われた日  
令和三年二月一日

令和三年二月一日

○宮城県告示第七十一号

県営多賀城地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年二月二日から令和三年三月四日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

○宮城県告示七十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和三年二月二日から令和三年二月十六日まで縦覧に供する。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害等補償法第十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称	縦 覧 場 所

石巻市雄勝町立浜字天神三十八番地九 末永 陽市 石巻市雄勝町小島字和田七の十四 佐藤 一	雄勝町雄勝 湾加入区	宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾支所	宮城県石巻市雄勝町 雄勝字下雄勝十二の三十六
---	---------------	-----------------------	---------------------------

○宮城県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街地調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

名取市 閑上七丁目の一部、閑上字鍋沼、同字佛文寺、同字新町頭、同字大塚、同字新大塚、同字庚申塚、同字胡桃、同字新狐島、同字五十刈及び同字東場の各一部、小塚原字西中塚の一部、閑上一丁目地先の河川の一部  
美田園北の全部

富谷市 富谷仏所、富谷北沢、富谷南沢及び富谷日渡の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、名取市役所（建設部都市計画課）、富谷市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和三年二月二日から同年二月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
黒川郡大郷町川内字南清水前三番四、八番四、九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
富谷市明石台一丁目三十六番地の九

株式会社泉エクスプレス

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第5号

県道石巻鮎川線分派4号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、当委員会事務局において保管してあるので、米局の上、その交付を受けてください。

令和3年2月2日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

令和3年1月27日付け宮収号外通知文

令和2年12月18日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

阿部 仁 宮城県石巻市大原浜中沢12番地

佐々木 俊子 宮城県石巻市北上町橋浦字大須88番地1

特別養護老人ホームはしうら